

平成16年(モ)第9351号 文書提出命令申立事件

(本案・平成14年(ワ)第19276号、平成15年(ワ)第6732号、平成16年(ワ)
第104号 損害賠償等請求事件)

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 相手方は、本決定正本送達後14日以内に、次の文書を当裁判所に提出せよ。
 - (1) 相手方とインドネシア国営電力公社との間のコトパンジャン・ダム建設監理に関する受注契約書
 - (2) 相手方からインドネシア国営電力公社に対し事業完成に至るまで3か月ごとに提出されていた進捗状況報告書
 - (3) 相手方からインドネシア国営電力公社に対し提出されたプロジェクト完成報告書
- 2 申立入らのその余の申立てを却下する。

理 由

第1 文書の表示

- 1 コトパンジャン・ダム（相手方の呼称によれば「コタパンジャン・ダム」、以下「本件ダム」という。）建設に関する詳細設計書（以下「本件詳細設計書」という。）
- 2 相手方とインドネシア国営電力公社（以下「P L N」という。）との間の本件詳細設計書に関する受注契約書（以下「本件詳細設計受注契約書」という。）
- 3 相手方とP L Nとの間の本件ダム建設監理に関する受注契約書（以下「本件建設監理受注契約書」という。）
- 4 相手方からP L Nに対し事業完成に至るまで3か月ごとに提出されていた進捗状況報告書（以下「本件進捗状況報告書」という。）
- 5 相手方からP L Nに対し提出されたプロジェクト完成報告書（以下「本件完

成報告書」という。)

第2 申立ての理由の要旨

1 文書の所持者

(申立人らの主張)

いずれの文書についても、相手方である。

(相手方の主張)

本件詳細設計書、本件進捗状況報告書及び本件完成報告書の所持者は、PLNである。

2 証明すべき事実

(1) 海外経済協力基金（以下「OECF」という。なお、平成11年10月1日以降は国際協力銀行（以下「JICA」という。）に組織変更された。）とインドネシア共和国政府（以下「インドネシア政府」という。）との間に締結された本件ダム建設融資に関する借款契約（1990年12月14日、1991年9月25日）（以下、併せて「本件借款契約」という。）に、本件ダムの建設計画（以下「本件プロジェクト」という。）を開始するに当たって、①事業対象地に生育するすべての象を適切な保護区に移転する、②事業により影響を受ける世帯の生活水準は移転以前と同等かそれ以上のものが確保される、③事業により影響を受ける世帯から、移転合意及び補償合意は、公正かつ平等な手続によって各世帯から個別に取り付ける旨の3条件（以下「本件3条件」という。）が規定されていること。

(2) 本件借款契約に、本件3条件の履行確保のために、①コンサルタント契約にOECFが同意するに当たり、最初に水没する地区の住民について、移転同意及び補償合意手続が終了し、移転地が利用できる状況になっていること、②ダム建設工事のための資機材や役務の調達契約締結にOECFが同意し借款を実行するに当たり、移転に対する住民の同意及び補償基準に対する住民の同意がそれぞれになされ、移転問題が解決していること、③ダムの貯水開

始に当たり、住民移転が完了しており、移転地において、移転した住民に対し、移転以前と同等かそれ以上の生活水準が確保されている旨の条件が満たされていること、④事業が完成するまで、3か月ごとに進捗状況報告書及び環境モニタリング報告書をOECFに提出することの各特約条項（以下「本件履行確保特約条項」という。）が付されていること。

- (3) 相手方が、本件3条件及び本件履行確保特約条項によって、本件プロジェクト現地住民の利益のために、本件プロジェクトが現地住民の権利を不当に侵害しないよう、現地住民に生活水準の低下をもたらす要因がないかどうか、移転同意及び補償同意が公正かつ平等な手続によって各世帯から個別に取り付けられているかどうかを注意して確認する義務を負担したこと。
- (4) 本件プロジェクトの実行段階において、相手方は、特約条項に従って、3か月ごとに進捗状況報告書及び環境モニタリング報告書を作成、提出すること、そのために、住民移転同意及び補償合意手続の進行状況や移転地の状況等を調査し、本件3条件及び本件履行確保特約条項に記載されている条件を満たしているかどうかを判断し、条件を満たしていない場合にはPLN及びOECFに対して条件を満たすように勧告する義務を負担したこと。

3 文書提出義務及び証拠調べの必要性について

別紙文書提出義務及び証拠調べの必要性に関する当事者双方の主張の要旨のとおりである。

第3 当裁判所の判断

1 事案の概要

本件の本案事件は、インドネシア共和国（以下「インドネシア」という。）籍の外国人ら合計8397名の申立人らが、インドネシアのスマトラ島内の多目的ダムである本件ダム建設における本件プロジェクトに関し、相手方は、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）から委託を受けて作成したコタパンジャン水力発電開発計画調査報告書（以下「F/S報告書」とい

う。), 詳細設計書 (D/D) の作成, 本件ダム建設工事のプロジェクト監理行為等において, 本件ダム建設による水没地地域やその周辺に住む住民等への影響を小さくする等の注意義務を負っていたにもかかわらず, これを怠った義務違反行為により, 申立人インドネシア環境フォーラム (Wahana Lingkungan Hidup Indonesia, 以下「申立人WALHI」という。) を除く申立人ら (以下「申立人住民ら」という。) は, 人格権が侵害され, 生活上の損害を被り, 申立人WALHIは, 相手方のために, 本件ダム建設によるインドネシアの自然生態系の破壊を阻止し, 破壊された自然生態系を回復する事務について費用を負担したと主張して, 相手方に対し, 申立人らにおいて, インドネシア政府及びPLNに対して有する人格権に基づく原状回復請求権により, インドネシア政府及びPLNを代位して, インドネシア政府及びPLNの相手方に対する適切な監理行為を求める契約上の権利に基づき, インドネシア政府及びPLNに本件ダムの水門を開扉することによる環境復元整備の措置を行うこと等を勧告することを求め, 申立人住民らにおいて, 不法行為に基づき, 総額約42億円の損害賠償を求め, 申立人WALHIにおいて, 事務管理及びインドネシア環境管理法に基づき, 費消した管理費の支払を求める事案である。

これに対し, 相手方は, 申立人の勧告請求及び申立人WALHIの管理費支払請求は不適法であるとし, 申立人住民らの損害賠償請求については, 相手方に申立人の主張する注意義務が存在せず, また注意義務違反もないとして, 申立人の請求を争っている。

2 事実関係

一件記録によれば, 次の事実を認めることができる。

- (1) 相手方は, 主に電力施設・設備の総合コンサルタント会社として, 土木, 建築, 電気・通信などに関する調査・企画立案・設計・監理を行う株式会社であり, 本件プロジェクトにおいて, コンサルタントとしてかかわった。
- (2) 相手方は, 調査段階において, JICAとの間でコンサルタント契約を締

結し、昭和57年ころから、同契約に基づき、本件プロジェクトの経済面、技術面等について検討を行う実行可能性調査であるフィージビリティスタディ（以下「F/S」という。）を行い、昭和59年3月に、F/S報告書を作成し、JICAに提出した。

(3) 相手方は、企画立案・設計段階において、昭和62年2月、PLNとの間でコンサルティング契約を受注し、同契約に基づき、本件詳細設計書を作成し、この一貫として、リアウ大学に対し、環境モニタリング計画及び環境管理計画の作成のほか、居住・耕作適地調査を委嘱し、昭和63年3月に、環境管理計画書（RKL）及び環境モニタリング計画（RPL）（甲B第51、第52号証）を、平成元年10月に、リアウ州カンパル県コト・ラナ／クアラン地域における本件プロジェクトの移住地の居住・耕作適地調査（甲B第50号証）を、それぞれ作成した。

本件詳細設計書は、必要な資材・機材の数量、工事内容等を網羅した技術的事項が詳細に記載された設計図書であり、これに基づいて、土木、電気、機械の各種施設、設備が施工されるものであり、コンサルタントが開発プロジェクトの立案、調査に統一して提供するサービスである。

本件ダムは、貯水池の湛水面積124平方キロメートル、ダムの高さ58.0メートル、頂部幅257.5メートル、発電所建屋長さ80.3メートル、幅35.6メートル、高さ44.0メートルに及ぶ建築物である（丙A第2号証）。

(4) 相手方は、監理段階において、平成3年6月3日、PLNとの間で、コンサルタント契約（土木工事監理など）を締結し、同年10月19日、コンサルタント契約（発電設備その他の監理）を締結し、平成4年10月に土木工事が着工された後は、各工事を監理した。

本件建設監理受注契約書とは、相手方がPLNから上記の本件ダム建設監理を受注するに当たって作成された契約書であり、受注条件等について記載

されているものである。

(5) コンサルタントは、借款対象プロジェクトを完成するため、貸付人と借入人の双方に対し、必要となる事務手続を効率的かつ円滑に処理し、さらにプロジェクト・サイトにおける建設工事を予定のプロジェクトの範囲・設計・建設スケジュール・工事等に忠実に合わせて進捗させるような助言をし、勧告する案件監理を行い、対象プロジェクト実施段階で、借入人の実施体制、財務問題等について見直しを行い、また実施段階で発生する諸問題を的確に把握し、適切な対応策を講じて、借款対象プロジェクトを順調に進捗させ、所期の事業目的を達成し、かつ借款資金を円滑に回収できるようにする。

進捗状況報告書は、OECFが、上記案件監理の状況を把握するため、借入人又はその委任を受けたコンサルタントに作成させて提出させるものである。進捗状況報告書の主な記載事項は、①進捗状況の要約、②調達・工事の具体的進捗内容、③主な変更点・問題点、④工程表（計画と実績）、⑤コスト（計画と実績）、⑥基金分資金請求見通し、⑦写真・図等である（甲A第76、第84号証）。

(6) 完成報告書とは、円借款案件完成後、速やかに案件実施機関からOECFに対して提出する旨、借款契約に定められているものである。報告内容は、案件採択審査時の事業計画と実績との比較データ、借款対象部分の所要経費、工期及び維持管理組織等に関し計画と比較して変更が生じた場合の具体的理由である。OECFでは、提出された完成報告書の記載内容について精査を行い、この結果、当初計画に対し、完成状況が大きく変化しているなど、より詳細に調査する必要があると判断された場合には、事後評価の対象とし、評価結果に基づき、改善のための助言を実施機関に行うこととしており、完成状況、事業効果の発現状況等プロジェクトの立ち上がり状況を把握する上で重要なものである（甲A第76、第84号証）。

(7) 本件プロジェクトにおいては、前記のとおりPLNとの間でコンサルタン

ト契約を締結した相手方が、本件進捗状況報告書及び本件完成報告書を作成した。

3 文書の所持者について

本件詳細設計受注契約書及び本件建設監理受注契約書を相手方が所持していることは当事者間に争いがない。

相手方は、本件詳細設計書、本件進捗状況報告書及び本件完成報告書の所持者がPLNである旨の意見を述べている。

しかし、相手方がこれらの書証を作成したことは争いがなく、また、これらの書証がいずれもPLNに交付されるべきものであり、PLNがその原本を所持していることは明らかであるが、相手方は自己も各文書を所持することを争っておらず、PLNの承諾が必要であると主張するにとどまるから、相手方もまたこれらを所持し、少なくとも裁判所に提出できる地位にあると認めることができる。

4 本件詳細設計書及び本件詳細設計受注契約書について

(1) 前記認定によれば、詳細設計書(D/D)とは、必要な資材・機材の数量、工事内容等を網羅した技術的事項が詳細に記載された設計図書であると認められ、また、本件ダムが、巨大な建築物であることからすれば、その設計図書である本件詳細設計書もまた相当大部で詳細なものであると推認することができる。

さらに、本件詳細設計受注契約書とは、相手方がPLNから本件詳細設計書の作成を受注するに当たって作成された契約書であり、本件ダム建設プロジェクトの具体的な仕様、工程、単価等が記載されているものである。

(2) 本件詳細設計書について

ア 申立人らは、本件詳細設計書の証拠調べの必要性について、前記証明すべき事実を証明する上で、ダム建設監理契約における義務内容を検討するに当たっては、本件ダム建設が本件詳細設計書に沿って行われるのである

以上、本件詳細設計書を検討する必要があり、相手方が一貫して本件ダム建設を主導する立場にあったのであり、本件詳細設計書がこれに引き続くダム建設監理行為と一連一体のものとして理解すべきであるから、他の文書と併せて考えて、相手方の義務の内容を明らかにするのに必要である旨主張する。

イ 申立人らは、相手方に対する請求において、相手方は、本件プロジェクトについて、①JICAから委託を受けて、昭和57年1月からF/Sを行い、昭和59年3月、F/S報告書を作成するに当たり、申立人住民らに対し、本件ダム建設による水没地地域あるいはその周辺に住む住民や自然環境に対する環境を最小限度に食い止めるという注意義務を負っていたが、架空の電力需要を設定し、大規模ダム建設を構想する1段階開発案を実行可能と評価し、移転補償費を過小に見積もり、水没範囲の予測を誤り、ミナンカバウ社会に対する配慮が全くなく、自然環境等への配慮が欠如した上記F/S報告書を作成したことにより、上記注意義務に違反し、②昭和62年2月、本件詳細設計書を作成し、相手方の依頼により、昭和63年3月から平成3年にかけて、環境モニタリング計画、環境管理計画が作成され、移住地調査が実施されたことについて、申立人ら住民に対し、本件ダム建設による水没地地域あるいはその周辺に住む住民や自然環境に対する悪影響を最小限に食い止めるという注意義務を負っていたが、F/Sを見直さずに本件ダム建設計画を推し進め、ずさんな環境モニタリング計画、環境管理計画、移住地調査を行い、上記注意義務に違反したと主張している。

そして、上記主張には本件詳細設計書も登場するが、F/S報告書の作成に係る主張と異なり、本件詳細設計書の作成において、いかなる義務に違反し、そのことによって申立人住民らに対しどのような損害を与えたかについては、具体的な主張がない。

また、申立人住民との被害との関係では、F/Sにおいては、移転補償費を過小に見積もり、水没範囲の予測を誤り、ミナンカバウ社会に対する配慮が全くなく、自然環境等への配慮が欠如したF/S報告書を作成したことなどを挙げ、それ以降について、申立人住民との被害と関係するのは、ずさんな環境モニタリング計画、環境管理計画、移住地調査を行ったこととしているが、これらは、本件訴訟において既に書証として提出されている（甲B第50ないし第52号証、戊A第6号証）。

ウ さらに、前記認定のとおり、本件詳細設計書は、本件ダム建設に関する技術的事項が記載された設計図書であり、かかる文書からは、申立人住民との被害との関係で何が問題となるかは明らかではなく、監理行為における本件3条件及び本件履行確保特約条項の確保の観点からの住民移転及び補償問題に関する相手方の注意義務の有無並びに同注意義務違反の有無が判明するとは考えられない。また、本件ダム建設における相手方の主導的立場を抽象的に主張するだけでは、他の文書と併せて本件詳細設計書を必要とする理由が明らかにはならない。

エ 以上によれば、本件詳細設計書について、証拠調べの必要性を認めることはできない。

(3) 本件詳細設計受注契約書について

本件詳細設計受注契約書については、本件詳細設計受注契約書記載の相手方の負担する義務とは、直接的にはPLNに対して負担する義務であることや、本件詳細設計受注契約書には本件ダム建設プロジェクトの具体的な仕様、工程、単価等が記載されていることからすれば、本件詳細設計受注契約書によって、監理行為における本件3条件及び本件履行確保特約条項の確保の観点からの住民移転及び補償問題に関する相手方の注意義務の有無並びに同注意義務違反が判明するとは考えられない。また、本件詳細設計書について証拠調べの必要性が認められない以上、本件詳細設計受注契約書についてもそ

の必要性を認めることは困難である。

したがって、本件詳細設計受注契約書についてもまた、証拠調べの必要性はないというべきである。

5 本件建設監理受注契約書について

- (1) 前記認定によれば、相手方は、平成3年6月3日、PLNとコンサルタント契約（土木工事監理など）を締結し、同年10月19日、PLNとコンサルタント契約（発電設備その他の監理）を締結したが、本件建設監理受注契約書とは、相手方がPLNから上記の本件ダム建設監理を受注するに当たつて作成された契約書であり、受注条件等について記載されているものである。

(2) 民訴法220条4号ハ該当性について

相手方は、本件建設監理受注契約書には、本件プロジェクトの具体的な仕様・工程・単価などが記載されているところ、PLNは、将来的にも水力発電ダム事業を展開することが予想される組織であり、本件プロジェクト関連会社も、今後のPLNのプロジェクトに参加する可能性を有しているから、本件建設監理受注契約書が開示されることによって、相手方の上記ノウハウが侵害されるとともに、本件プロジェクト関連会社の正当に秘匿すべきノウハウ、営業秘密が明らかになり、また、PLNの意思決定過程の詳細が明らかとなり、相手方、関連会社及びPLNにとって、今後の他のプロジェクトにおける工程管理上の対応、価格決定、入札手続の透明性などに際し、意思決定過程に多大な影響を及ぼすおそれがあると主張する。

しかし、「技術又は職業上の秘密」とは、その事項が公開されると、当該技術の有する社会的価値が下落しこれによる活動が困難になるもの、又は当該職業に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になるものをいう（最高裁平成12年3月10日第一小法廷決定・民集54巻3号1073頁）ところ、相手方は、その不利益の具体的な内容を主張しておらず、これを具体的に認定することはできない。

そうすると、本件建設監理受注契約書に、本件プロジェクトの具体的な仕様・工程・単価などが記載されていることから、直ちにこれが「技術又は職業上の秘密」を記載した文書に当たるということはできず、民訴法220条4号ハに該当しないと認めるのが相当である。

(3) 民訴法220条4号ニ該当性について

相手方は、本件建設監理受注契約書は、PLNと相手方の間で締結された契約を証する文書であり、本来外部に公表することを予定して作成されたものではなく、また、当該文書の作成が法律によって義務付けられているものでもないので、民訴法220条4号ニの「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に該当すると主張する。

ある文書が、その作成目的、記載内容、これを現在の所持者が所持するまでに至るまでの経緯などの事情から判断して、専ら内部の者の利用に供する目的で作成され、外部の者に開示することが予定されていない文書であって、開示されると個人のプライバシーが侵害されたり個人ないし団体の自由な意思形成が阻害されたりするなど、開示によってその文書の所持者の側に看過し難い不利益が生ずるおそれがあると認められる場合には、特段の事情がない限り、当該文書は民訴法220条4号ニ所定の「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に該当すると解される（最高裁平成11年11月12日第二小法廷決定・民集53巻8号1787頁）。

これを上記契約書について検討すると、同文書は、PLNと相手方の間で締結された契約を証する文書であって、専ら内部の者の利用に供する目的で作成されたとは到底いうことができず、そうである以上、契約当事者外の外部に公表することを予定して作成されたものではないとか、当該文書の作成が法律によって義務付けられているものではないといったことは、同文書が、「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に該当することを裏付ける事情ということはできない。

以上によれば、本件建設監理受注契約書は、民訴法220条4号ニに該当しないと認めるのが相当である。

(4) 本件建設監理受注契約書は、相手方の主張の趣旨からみても、民訴法220条4号のイ、ロ及びホには該当しないと認めるのが相当である。

(5) 以上によれば、相手方は、本件建設監理受注契約書について、民訴法220条4号に基づく提出義務がある。

6 本件進捗状況報告書及び本件完成報告書について

(1) 前記認定のとおり、本件進捗状況報告書とは、相手方がPLNとの間のコンサルタント契約に基づき、本件ダム建設の進捗状況を報告する文書として作成し、PLNからOECFに提出するものであり、また、本件完成報告書とは、相手方がPLNとの間のコンサルタント契約に基づき、本件ダム完成後、当初の事業計画と実績との比較データ等を報告する文書として作成し、PLNがOECFに提出するものである。

(2) 民訴法220条4号ハ該当性について

相手方は、本件進捗状況報告書及び本件完成報告書は、微細な設計の変更の経緯、支払など具体的な工程実現の過程が記載され、建設業者など関係当事者の正当に秘匿すべき営業秘密である価格リスト、単価決定過程、受注者決定過程などに関する部分が多々存在するところ、コンサルタント業務において、土木・建設・電気など参加する各種関連当事者間の調整機能は重要な業務であり、その手法はコンサルタントにおけるノウハウを形成しており、PLNは、将来的にも水力発電ダム事業を展開することが予想される組織であり、本件プロジェクト関連会社も、今後のPLNのプロジェクトに参加する可能性を有しているから、本件進捗状況報告書及び本件完成報告書が開示されることによって、相手方の上記ノウハウが侵害されるとともに、本件プロジェクト関連会社の正当に秘匿すべきノウハウ、営業秘密が明らかになり、また、PLNの意思決定過程の詳細が明らかとなり、相手方、関連会社及び

P L Nにとって、今後の他のプロジェクトにおける工程管理上の対応、価格決定、入札手続の透明性などに際し、意思決定過程に多大な影響を及ぼすおそれがあると主張する。

しかし、本件進捗状況報告書は、本件プロジェクトの進行過程を報告するものであるし、本件完成報告書は、本件プロジェクトの完成具合を報告するものであり、かつ、事後評価において活用されているのであるから、その性質上、コンサルタント業務における営業秘密が掲載されていると直ちに認めることは困難である。また、前記のとおり、相手方は、当該技術の有する社会的価値が下落しこれによる活動が困難になり、又は当該職業に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になることの具体的な内容を主張しておらず、これを具体的に認定することはできない。

そうすると、本件進捗状況報告書及び本件完成報告書については、直ちにこれが「技術又は職業上の秘密」を記載した文書に当たるということはできず、民訴法220条4号ハに該当しないと認めるのが相当である。

(3) 民訴法220条4号ニ該当性について

相手方は、本件進捗状況報告書及び本件完成報告書は、相手方がP L Nに提出したものであり、本来外部に公表することを予定して作成されたものではなく、また、当該文書の作成が法律によって義務付けられているものでもないから、民訴法220条4号ニに該当すると主張する。

しかし、上記(1)で認定したとおり、本件進捗状況報告書及び本件完成報告書が、いずれも相手方とP L Nとの間のコンサルタント契約に基づき、相手方が作成し、P L NからO E C Fに提出されるものであること及びその内容からすると、これらの文書は、いずれも専ら内部の者の利用に供する目的で作成されたとは到底いうことができず、そうである以上、本来外部に公表することを予定して作成されたものではなく、また、法律によつて作成が義務付けられているものでもないといったことは、上記各文書が、

「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に該当することを裏付ける事情ということはできない。

以上によれば、本件進捗状況報告書及び本件完成報告書は、民訴法220条4号ニに該当しないと認めるのが相当である。

(4) 本件進捗状況報告書及び本件完成報告書は、相手方の主張の趣旨からみても、民訴法220条4号のイ、ロ及びホには該当しないと認めるのが相当である。

(5) 以上によれば、相手方は、本件進捗状況報告書及び本件完成報告書について、民訴法220条4号に基づく提出義務がある。

7 本件建設監理受注契約書、本件進捗状況報告書及び本件完成報告書は、申立人らが主張する相手方の注意義務及びその履行状況に関する書証であるから、証拠調べの必要性が認められる。

8 結論

以上によれば、本件詳細設計書及び本件詳細設計受注契約書に係る本件申立ては、理由がないから却下し、本件建設監理受注契約書、本件進捗状況報告書及び本件完成報告書については、理由があるからこれを認容することとし、主文のとおり決定する。

平成18年6月9日

東京地方裁判所民事第49部

裁判長裁判官 富 善 範

裁判官 関 述 之

裁判官 不 破 大 輔

(別紙) 文書提出義務及び証拠調べの必要性に関する当事者双方の主張の要旨

1 本件詳細設計書の文書提出義務の有無

(1) 民訴法 220 条 3 号前段該当性について

(申立入らの主張)

本件詳細設計書は、本件欠陥ダム建設に直接かかわる書面であり、本件ダムの規模・湛水水位・水没地域の範囲などを決定し、影響を受ける自然環境の範囲の程度、移転が必要な集落及び農地の範囲、面積、補償が必要な財産の範囲などを決定する性質を有し、水没地住民である申立入らの法的地位を直接に規定する性質を有する書面であるから、利益文書に当たる。

(相手方の主張)

本件詳細設計書は、その性質上、本件ダムを設計するための工学的技術的な内容を規定するものであり、相手方が、インドネシアの個々の国民に対し、その法的利益を保護するために、何らかの法的義務を負担する趣旨で作成されたものではない。

よって、本件詳細設計書は、申立入らの地位や権利を直接証明したり、基礎づける目的で作成されたものでないことは明らかであり、利益文書には該当しない。

(2) 民訴法 220 条 4 号ハ該当性について

(相手方の主張)

本件詳細設計書とは、プロジェクト建設に当たり、各種工事契約を締結するために必要な資機材の数量、工事内容、工事規模などを網羅した一連の図書及び図面の総称であり、本件プロジェクトの工学的・電気的構造にかかわる技術的情報の集積物であって、相手方の永年にわたるノウハウの集積を具体化したものである。そして、今日、ダム建設計画の件数が漸減傾向にある中、その受注においては、国内的にも国際的にも、入札手続による他のコンサルタントとの間での厳しい競争関係にあり、相手方がノウハウを開示すると、他のコンサ

ルタントとの関係で、相手方が不利益を被る。

加えて、本件詳細設計書には、保安対策上の秘密が含まれ、同秘密の本来的受益主体はPLN、インドネシア政府ないし同国民であるが、相手方は、PLNとの受注契約・監理契約において、これらの守秘義務を負っており、かつ、これらの秘密は保護するに値する秘密である。

申立入らが公開されていると主張する本件とは別案件の詳細設計書に、インドネシアの水力発電所の例はなく、また、公開されているものも、そのすべてが開示されているわけではない（ちなみに、本件詳細設計書の分量は、A4版で厚さ約5メートルもの量である。）。また、本件ダムが一般公開されているとしても、見学により認識できるのは外観など一部についてであり、設備の基幹部分など非公開部分があることは周知の事実である。

なお、本件詳細設計書が、現地のNGOなどに開示済みであるとの点は承知していない。

(申立入らの主張)

JBICが実施した本件ダムの援助効果促進調査（甲B第35号証、以下「SAPS」という。）の記載によれば、本件詳細設計の一環として実施されたエンジニアリングサービス（E/S）の調査結果が、現地住民村落の指導者の一部あるいはインドネシア現地のNGOに渡されたとされている。また、本件ダムは発電所部分も含めて公開されているし、そもそも、詳細設計書は、図書館などで公開されるのが通常であり、秘匿されるべき性質は有していない。

よって、本件詳細設計書が開示されたとしても、当該技術の有する社会的価値が下落しこれによる活動が困難になり、又は、当該職業に深刻な影響を与え、以後、その遂行が困難になることはあり得ず、「技術・職業上の秘密」など存在しない。

(3) 民訴法220条4号ニ該当性について

(相手方の主張)

本件詳細設計書は、相手方がPLNに提出したものであり、本来外部に公表することを予定して作成されたものではなく、また、当該文書の作成が法律によって義務付けられているものでもないので、民訴法220条4号ニの「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に該当する。また、PLNに提出された時点でPLNの所有物となっているので、PLNの許可なくして提出することはできない。

(申立人らの主張)

詳細設計書は、図書館で一般人に利用可能な形で公開されており、「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に該当しない。

2 本件詳細設計受注契約書の文書提出義務の有無

(1) 民訴法220条3号前段該当性について

(申立人らの主張)

本件詳細設計受注契約書は、本件詳細設計書本体とは別個に存在し、これを検討することにより、本件詳細設計書の範囲及び相手方が本件ダム設計段階で果たすべき義務が明らかとなる。したがって、本件詳細設計受注契約書は、水没地住民である申立人らの法的地位を直接に規定する性質を有する書面であるから、利益文書に当たる。

(相手方の主張)

本件詳細設計受注契約書は、PLNと相手方との間の契約上の権利義務の内容を定めるためのものであり、相手方が、インドネシアの個々の国民に対し、その法的利益を保護するために、何らかの法的義務を負担する趣旨で作成されたものではないから、申立人らの地位や権利を直接証明したり、基礎づける目的で作成されたものでないことは明らかであり、利益文書には該当しない。

(2) 民訴法220条4号ハ該当性について

(相手方の主張)

本件詳細設計受注契約書は、本件プロジェクトの具体的な仕様・工程・単価

などが記載されており、職務上、技術上の秘密にわたるものであって、相手方には守秘義務が課されている。

なお、本件詳細設計受注契約書が、現地のNGOなどに開示済みであるとの点は承知していない。

(申立人らの主張)

本件詳細設計受注契約書についても、SAPSの記載によれば、インドネシアのNGOに渡されている。また、公開されている別案件の詳細設計書によれば、仕様書、工程及び単価などが公開されており、これらが秘匿すべき情報でないことは明らかである。さらに、そもそも本件詳細設計受注契約書が公開されれば、入札手続の透明性は逆に確保されるはずであるから、本件詳細設計受注契約書に「技術・職業上の秘密」など存在しない。

(3) 民訴法220条4号二該当性について

(相手方の主張)

本件詳細設計受注契約書は、PLNと相手方との間で締結された契約を証する文書であり、両者間の契約上の権利義務の内容を定めるために作成されたものであって、本来外部に公表することを予定して作成されたものではなく、また、当該文書の作成が法律によって義務づけられているものでもないので、民訴法220条4号二の「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に該当する。

(申立人らの主張)

本件詳細設計受注契約書は、契約の相手方が存在する文書であり、「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に該当しない。

3 本件建設監理受注契約書の文書提出義務の有無

(1) 民訴法220条3号前段該当性について

(申立人らの主張)

本件建設監理受注契約書については、本件ダムを建設するに当たり、本件3

条件が付され、本件3条件の履行チェックの項目が設けられており、相手方がチェックを誠実に行っていれば、本件ダム建設による住民被害が発生しなかつたのであるから、申立人ら水没地域の住民の財産、生活環境といった法的地位に直結する書面であり、利益文書であるといえる。

(相手方の主張)

本件建設監理受注契約書は、PLNと相手方との間の契約上の権利義務の内容を定めるためのものであり、相手方が、インドネシアの個々の国民に対し、その法的利益を保護するために、何らかの法的義務を負担する趣旨で作成されたものではない。

よって、本件建設監理受注契約書は、申立人の地位や権利を直接証明したり、基礎づける目的で作成されたものでないことは明らかであり、利益文書には該当しない。

(2) 民訴法220条4号ハ該当性について

(相手方の主張)

本件建設監理受注契約書には、本件プロジェクトの具体的な仕様・工程・単価などが記載されている。

PLNは、将来的にも水力発電ダム事業を展開することが予想される組織であり、本件プロジェクト関連会社も、今後のPLNのプロジェクトに参加する可能性を有しているから、本件建設監理受注契約書が開示されることによって、相手方の上記ノウハウが侵害されるとともに、本件プロジェクト関連会社の正当に秘匿すべきノウハウ、営業秘密が明らかになり、また、PLNの意思決定過程の詳細が明らかとなり、相手方、関連会社及びPLNにとって、今後の他のプロジェクトにおける工程管理上の対応、価格決定、入札手続の透明性などに際し、意思決定過程に多大な影響を及ぼすおそれがある。そして、相手方には、守秘義務が課されている。

なお、本件建設監理受注契約書が、現地のNGOなどに開示済みであるとの

点は承知していない。

(申立入らの主張)

本件建設監理受注契約書についても、SAPSの記載によれば、インドネシアのNGOに渡されている。また、公開されている別案件の詳細設計書によれば、仕様書、工程及び単価などが公開されており、これらが秘匿すべき情報でないことは明らかである。さらに、そもそもこれが公開されれば、入札手続の透明性は逆に確保されるはずであるから、「技術・職業上の秘密」など存在しない。

(3) 民訴法220条4号ニ該当性について

(相手方の主張)

本件建設監理受注契約書は、PLNと相手方との間で締結された契約を証する文書であり、両者間の契約上の権利義務の内容を定めるために作成されたものであって、本来外部に公表することを予定して作成されたものではなく、また、当該文書の作成が法律によって義務付けられているものでもないので、民訴法220条4号ニの「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に該当する。

(申立入らの主張)

本件建設監理受注契約書は、契約の相手方が存在する文書であり、「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に該当しない。

4 本件進捗状況報告書及び本件完成報告書の文書提出義務の有無

(1) 民訴法220条3号前段該当性について

(申立入らの主張)

本件進捗状況報告書及び本件完成報告書については、本件ダムを建設するに当たり、本件3条件が付され、相手方がこれに基づく義務を果たしたか否かにかかる書面であるから、申立入ら水没地域の住民の財産、生活環境といった法的地位に直結する書面であり、利益文書であるといえる。

(相手方の主張)

本件進捗状況報告書及び本件完成報告書は、その性質上、PLNに対し、過去の一定の期間において発生した事実を報告することを目的とするものであって、相手方が、インドネシアの個々の国民に対し、その法的利益を保護するために、何らかの法的義務を負担する趣旨で作成されたものではないから、申立人らの地位や権利を直接証明したり、基礎づける目的で作成されたものでないことは明らかであり、利益文書には該当しない。

(2) 民訴法220条4号ハ該当性について

(相手方の主張)

本件進捗状況報告書及び本件完成報告書は、微細な設計の変更の経緯、支払など具体的な工程実現の過程が記載され、建設業者など関係当事者の正当に秘匿すべき営業秘密である価格リスト、単価決定過程、受注者決定過程などに関する部分が多く存在する。

そして、コンサルタント業務において、土木・建設・電気など参加する各種関連当事者間の調整機能は重要な業務であるところ、その手法はコンサルタントにおけるノウハウを形成している。

PLNは、将来的にも水力発電ダム事業を展開することが予想される組織であり、本件プロジェクト関連会社も、今後のPLNのプロジェクトに参加する可能性を有しているから、本件進捗状況報告書及び本件完成報告書が開示されることによって、相手方の上記ノウハウが侵害されるとともに、本件プロジェクト関連会社の正当に秘匿すべきノウハウ、営業秘密が明らかになり、また、PLNの意思決定過程の詳細が明らかとなり、相手方、関連会社及びPLNにとって、今後の他のプロジェクトにおける工程管理上の対応、価格決定、入札手続の透明性などに際し、意思決定過程に多大な影響を及ぼすおそれがある。

なお、本件進捗状況報告書及び本件完成報告書が、現地のNGOなどに開示済みであるとの点は承知していない。

(申立人らの主張)

本件進捗状況報告書及び本件完成報告書についても、SAPSの記載によれば、インドネシアのNGOに渡されている。また、公開されている別案件の詳細設計によれば、仕様書、工程及び単価などが公開されており、これらが秘匿すべき情報でないことは明らかである。よって、本件進捗状況報告書及び本件完成報告書に、「技術・職業上の秘密」など存在しない。

(3) 民訴法220条4号二該当性について

(相手方の主張)

本件進捗状況報告書及び本件完成報告書は、相手方がPLNに提出したものであり、本来外部に公表することを予定して作成されたものではなく、また、当該文書の作成が法律によって義務付けられているものでもないので、民訴法220条4号二の「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に該当する。

また、PLNに提出された時点でPLNの所有物となっているので、PLNの許可なくして提出することはできない。

(申立人らの主張)

本件進捗状況報告書及び本件完成報告書は、インドネシアのNGO等に交付されているのであって、いずれも「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に該当しない。

5 証拠調べの必要性

(申立人らの主張)

(1) 本件各文書は、相手方の義務違反を基礎づける基本文書である。

申立人らは、相手方が、①本件3条件が適切に履行されているかどうかをチェックし、その履行の進捗状況の報告をJIBCに提出しなければならず、②JIBCへの報告書の提出は四半期ごとに行うことが求められており、③本件ダム建設後においても、一定の期間が経過するまでは、必ず本件3条件の内容が維持されているかどうかをチェックし、同様にJIBCに報告しなければな

らなかった各義務があると主張したが、相手方はこれを否認している。

本件プロジェクトについては、F／Sから詳細設計を経て本体工事という流れで建設が行われ、そのいずれについてもコンサルタント契約部分を相手方が受注している。相手方は、本件ダム建設に関し本件3条件が付されていることを熟知し、本件借款契約に、本件3条件が具体化され、本件履行確保特約条項が付されているから、相手方が受注したコンサルティング契約は、少なくとも工事監理部分については、本件履行確保特約条項を踏まえた内容になっているはずである。そうすると、相手方に関するコンサルティング受注契約書類の内容を確定し、相手方が提出した報告書類の内容を照らし合わせれば、おのずと相手方の上記各義務違反の事実が判明する。

SAPSによれば、プロジェクト完成報告書が作成され、そこには補償金支払に関する項目が立てられているとされており、プロジェクト完成報告書を作成する可能性のある者は、本件ダム建設についてのコンサルティング契約を受注した相手方を置いてほかになく、上記報告書において、本件3条件の一内容である補償の進捗状況について報告されていることは動かし難い事実である。

したがって、本件各文書は、相手方の主張が虚偽か否かを判断する重要な文書である。

- (2) 申立人らは、相手方の責任について、相手方は、昭和62年2月、本件詳細設計書を作成し、相手方の依頼により、昭和63年3月から平成3年にかけて、環境モニタリング計画、環境管理計画が作成され、移住地調査が実施されたことについて、申立人らに対し、本件ダム建設による水没予定地域あるいはその周辺に住む住民や自然環境に対する悪影響を最小限度に食い止めるという注意義務を負っていたにもかかわらず、F／Sを見直さずに本件ダム建設計画を推し進め、ずさんな環境モニタリング計画、環境管理計画、移住地調査を行い、上記注意義務に違反したと主張しており、相手方は、本件詳細設計書を受注・作成する上で、F／SあるいはF／S報告書作成の段階で犯した、架空の電力

需要の設定、大規模ダム建設を構想する1段階開発案を実行可能と評価したこと、移転補償費の過小な見積り、水没範囲の予測の誤り、ミナンカバウ社会に対する無配慮、自然環境等への配慮の欠如などの過ちを見直すべきであった。本件における本件詳細設計書の受注契約及び本件詳細設計書の作成はその延長線上になされたものであり、仮に、本件詳細設計書に関する相手方の主張を前提としても、本件詳細設計書及び本件詳細設計受注契約書は、本件ダム建設計画実施の基礎となる文書であって、本件訴訟における基本文書としての性質を有する。

そして、本件プロジェクトは、本件詳細設計書に沿って行われるから、建設監理契約における義務内容を検討するに当たっては、当然ながら、本件詳細設計書及び本件詳細設計受注契約書を検討する必要がある。本件詳細設計書の一環として行われた環境管理計画（RKL）には、ゾウの居住区域と保護に関する記述がされているし、同じく本件詳細設計書の一環として行われた各種移住地調査では、住民移転の方法について「集団移住計画型」の土地分与方式が適している旨の記述がされている。

また、本件3条件については、現在のところ、平成2年12月の円借款供与の時点で付されたことは間違いないが、それ以前のいつの時期まで構想がさかのぼるかについては不明であるから、本件詳細設計書を実施する過程として行われた本件ダム建設監理契約において、自然環境や生活環境に関わる監理作業が本件3条件の履行という性格をもつて契約に組み込まれた可能性が高いと推測されるものの、その真実は本件詳細設計書の開示を待たなければ明らかにならない。

さらに、相手方は、プロファイ（案件探し）を行って本件ダム建設による自社の利潤確保が可能であると判断すると、引き続いて、プレ・フィージビリティ調査、F/Sを遂行し、本件詳細設計書作成を受注し、引き続いて本件ダム建設監理契約自体も受注するに至っているのであるから、本件詳細設計書は引

き続く本件ダム建設監理行為と一連一体のものとして理解され、本件詳細設計書及び本件詳細設計受注契約書の提出がされた場合には、本件3条件及びそれに基づく相手方の義務の内容が明らかになることは明白である。

また、本件ダムは、その主要施設すべてが公開の対象となっており、保安上の必要性など全くない。

したがって、本件において、本件詳細設計書及び本件詳細設計受注契約書の証拠調べの必要性がある。

(3) 本件建設監理受注契約書及び本件進捗状況報告書については、相手方が本件3条件に関する報告をしなければ、PLNは本件履行確保特約条項に違反してしまうし、自ら義務違反を導くような契約を締結するはずはないから、本件建設監理受注契約書には、本件3条件の履行状況についての監理条項が含まれていると考えるのが自然であるし、相手方自体、本件進捗状況報告書を提出していたことは認めている。

(4) 本件完成報告書については、それが直接JIBCに届こうが、PLNを通じて報告されようが、いずれにしろ本件完成報告書の内容を検討すれば、相手方が本件3条件の履行状況について報告義務を負っていたことが判明するのであるから、証拠調べの必要性があることは明らかである。

(相手方の主張)

(1) 本件3条件については、仮に、これによる義務がインドネシア政府に課されたとしても、その義務者は同政府又はその実質的代理人としてのPLNであり、相手方は、PLNの指示により、かつその指示の範囲内で本件プロジェクトの設計を行い、かつ建設監理を行っているのであるから、申立人らが、本来責任を問うべきなのは、インドネシア政府又はPLNであって、相手方ではない。

(2) 本件詳細設計書には、本件3条件に関する言及や、これを具体化したものは含まれていない。

申立人らは、本件詳細設計書について、欠陥ダム建設に直接関わる書面であ

ると主張するが、本件詳細設計書の提出を待って欠陥性を検討するのでは、証明の問題以前の問題であり、証拠調べの必要性はない。

また、水力発電所関連施設がテロ攻撃の対象として保安上秘匿しておくべき多くの情報が集積されたものであることは明らかである。

さらに、詳細設計書自体が公開されている例はない。

本件詳細設計受注契約書の成果物が本件詳細設計書であるから、同契約は本件詳細設計書と一体となったもので、本件詳細設計書と同様、証拠調べの必要性はない。

(3) 本件建設監理受注契約書については、本件3条件をPLNが意識していたとしても、それ自体PLNが負担する義務の問題であり、これをもって業務を委託する相手方を規制する契約内容に盛り込むか否かはPLNの判断によるのであり、相手方が本件3条件等による義務を負う余地はない。

本件建設監理受注契約に基づき、相手方が委託者であるPLNに対し、四半期ごとに提出している本件進捗状況報告書は、費用の支出に関するものであり、申立人らの主張事実の立証には関係がないから、いずれも証拠調べの必要性はない。

(4) 本件完成報告書も、本件建設監理受注契約に基づき、相手方がPLNに提出したものであり、このことによって、相手方のJ B I Cへの報告義務を推認させるものではないから、証拠調べの必要性はない。

これは謄本である。

平成 18 年 6 月 9 日

東京地方裁判所民事第49部

裁判所書記官

井手本 明